

○議事日程

令和6年3月21日（木） 第4日

- |     |                |  |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |  |
| 第 2 | 議案第 1 号        | 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例について  |
| 第 3 | 議案第 2 号        | 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 4 号        | 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例について  |
| 第 5 | 議案第 8 号        | 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 第 6 | 議案第19号         | 令和6年度岐南町一般会計予算について   |
| 第 7 | 議案第20号         | 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計予算について   |
| 第 8 | 議案第21号         | 令和6年度岐南町介護保険特別会計予算について   |
| 第 9 | 議案第22号         | 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について  |
| 第10 | 議案第23号         | 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について  |
| 第11 | 議案第24号         | 令和6年度岐南町水道事業会計予算について   |
| 第12 | 議案第25号         | 令和6年度岐南町下水道事業会計予算について  |
| 第13 | 議案第26号         | 岐南町副町長の給与の減額に関する条例について   |
| 第14 | 議案第27号         | 工事請負契約の締結について<br>(西小（北舎）トイレ改修工事)   |
| 第15 | 議案第28号         | 財産の取得について<br>(教師用教科書、指導書、指導用教材等購入)   |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

9 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君

○欠席議員

なし

○欠員

1名

○説明のため出席した者の職氏名

副町長	傍島敬隆	君
教育長	野原弘康	君
会計管理者	井上哲也	君
総務部長	小関久志	君
総合政策部長	三輪学	君
福祉部長	中村宏泰	君
土木部長	安田悟	君
住民部長	岩田恵司	君
総務課長	服部貴司	君
財政課長	記野雅之	君
総合政策課長	撰田真広	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	堀場康伸
書記	西脇信一郎

開議

午前10時10分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先にご通知申し上げたとおりであります。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番 渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。

◇

総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 1号	岐南町情報公開条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 4号	岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例について	原案のとおり 可決すべきもの

令和6年3月21日

総務住民常任委員会委員長 渡邊憲司

岐南町議会議長 櫻井 明様

◇

福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 2号	岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 8号	岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの

令和6年3月21日

福祉土木常任委員会委員長 長谷川 淳

岐南町議会議長 櫻井 明様

◇

予算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第19号	令和6年度岐南町一般会計予算について	原案を 否決すべきもの
議案第20号	令和6年度岐南町国民健康保険特別会計予算について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第21号	令和6年度岐南町介護保険特別会計予算について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第22号	令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第23号	令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第24号	令和6年度岐南町水道事業会計予算について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第25号	令和6年度岐南町下水道事業会計予算について	原案を 否決すべきもの

令和6年3月21日

予算特別委員会委員長 三宅祐司

岐南町議会議長 櫻井 明様

◇

第2 議案第1号から第5 議案第8号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第2、議案第1号、日程第3、議案第2号、日程第4、議案第4号、日程第5、議案第8号までの4案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この4案件について、各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 渡邊憲司議員、よろしく申し上げます。

○総務住民常任委員会委員長（渡邊憲司君） おはようございます。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月12日、委員と副町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、資料を請求した場合の手数料はとの問いに、理事者側から、コピー1枚が10円、カラーコピーが20円となります。USB持参の方は、持ってきたUSBにデータを入れる場合については無料となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、プライバシー重視がされている今、開示請求の対応は全職員が適切にできるのかとの問いに、理事者側から、今回改正いたしました存否応答拒否については、特に窓口職員の対応一つで情報の存在自体を明らかにしてしまう可能性がありますので、その取扱いについて慎重に行う必要があります。特に1階の窓口については周知を図ってまいりますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、採決したところ、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、同じ部署で多数の該当者があった場合の対応はとの問いに、理事者側から、基本的には公務に支障がないと認めるときとなっています。補充職員については派遣職員を考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、期間は3年で延長はないのか、また複数回の利用が可能かとの問いに、理事者側から、期間については最長で3年間としており、3年間を超えない期間において2回の更新は可能ですとの答弁がありました。

次に、委員から、復職した場合は元の部署に戻るのかとの問いに、理事者側から、この制度自体は有能な職員が自分の家庭もキャリアも諦めずに、職場としても優秀な人材の離職を防ぐためですので、基本的には元の部署に戻ると考えていますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、採決したところ、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 続いて、福祉土木常任委員会委員長 長谷川 淳議員。

○福祉土木常任委員会委員長（長谷川 淳君） 今期定例会におきまして、福祉土木常

任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る3月12日、委員全員と副町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第2号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、健康保険証が廃止され、マイナンバーカードが健康保険証になるとのことですが、猶予期間はあるか、またマイナンバーカードを所持していない方の取扱いはどうなるのかとの問いに、理事者側から、保険証のマイナンバーカードへの切替えについては、今年の12月2日以降は原則新規で保険証を発行しないという国の方針です。マイナンバーカードを所持していない方については、資格確認書を発行し、保険証の代わりに使うこととなります。なお、完全移行する猶予期間については、現在国で議論されておりますとの答弁がありました。

また、委員から、独自利用とは各自治体独自で決められる個人番号の利用方法と理解しているが、なぜ子育て短期支援事業事務だけを追加することになったのかとの問いに、理事者側から、子ども子育て支援法に基づく事業の中には、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業などがありますが、利用料が発生し、所得の確認が必要な事業のうち、子育て短期支援事業のみ独自利用に位置づけられておりませんでしたので、今回の法改正及び条例改正に伴い追加しましたとの答弁がありました。

また、委員から、子育て短期支援事業の事務を加えるということは、マイナンバーカードを持っていたほうが利用しやすいという考え方でよいか。マイナンバーカードを持っていない場合、利用の際、円滑にいかない場合があるのかとの問いに、理事者側から、番号そのものは国民全員が持ち、行政が把握していますので、事業の利用に際し、マイナンバーカードの有無には影響ありませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

議案第8号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、所得段階を15段階にした理由はとの問いに、理事者側から、応能応益の負担の考え方に基づき、国基準の保険料段階がこれまでの9段階から13段階へと細分化されました。国の方針を踏まえ、本町では高所得者層の区分をさらに細分化し、10段階から15段階へと見直しを行いましたとの答弁がありました。

また、委員から、保険料が引き上げられた要因はとの問いに、理事者側から、居宅介護サービスの利用が高まっている影響や、町内にサービス事業所が充実しているこ

とが主な要因となっています。また、町民1人当たりの所得水準が県下で3位であることや、高齢化率が低いため、国の調整交付金の交付率が低いことも影響していますとの答弁がありました。

また、委員から、保険料軽減措置が新しい階層で第2段階0.485、第3段階は0.685と細かい乗率であるが、この数値の根拠はとの問いに、理事者側から、町独自に定めた乗率ではなく、国で定められた基準を用いておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第1号について委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第1号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第1号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第2号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第2号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第4号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第4号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例については原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第8号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第8号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



第6 議案第19号から第12 議案第25号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第6、議案第19号から日程第12、議案第25号までの

7案件を一括して議題とします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（櫻井 明君） この7案件について、予算特別委員会における審査の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 三宅祐司議員。

○予算特別委員会委員長（三宅祐司君） それでは、今期定例会におきまして予算特別委員会に議案を付託されました案件につきましては、去る3月5日、7日に委員全員と副町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第19号 令和6年度岐南町一般会計予算についてを議題とし質疑に入りました。

最初に、総務部、総合政策部関係の新規事業について質疑を行いました。

初めに、子どもの居場所づくり事業、ほほえみ会館リニューアルについての質疑を行いました。

委員から、12月議会で全町的な課題を整理すべきだと申し上げたが、そのような議論はあったのかとの問いに、理事者側から、プロジェクトチームで議論し、予算計上したものですとの答弁がありました。

また、委員から、なぜ一番最初にほほえみ会館なのかとの問いに、理事者側から、北小学校区という地域課題の解決ではなく、ほほえみ会館の有効利用を重視した結果になりますとの答弁がありました。

また、委員から、9月リニューアルオープンとなっているが、いつ頃から工事に入り、その間は施設の利用制限等があるのかとの問いに、理事者側から、それほど長期間の工事にならない予定です。できるだけ利用制限をかけず工事を進めますとの答弁がありました。

次に、中小企業等活性化補助金について質疑を行いました。

委員から、対象となる審査基準は誰が判断するのか、また、効果の検証はどういった形で行うのかとの問いに、理事者側から、書類の審査や事業が終わった後のフォローアップにつきましては商工会にお願いしたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、国の持続化補助金にプラスアルファで利用できる補助金なのかとの問いに、理事者側から、同じ事業について上乘せをするという補助ではないと考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、町内の中小企業の方にどのように周知していくのかとの問いに、理事者側から、町と商工会の両方で実施していきます。町では広報紙やホームページに掲載しますとの答弁がありました。

次に、消防ポンプ自動車更新導入事業について質疑を行いました。

委員から、更新した後の古い車両はどうなるのかとの問いに、理事者側から、防衛省の補助金交付の要件として、新たな車両の補助金を受ける場合、その既存の車両を廃車することが条件となっておりますとの答弁がありました。

委員から、このほかにも保有している消防車両があるが、更新計画はあるのかとの問いに、理事者側から、CD-1につきましては20年、ポンプ積載車については25年更新としています。今後は令和14年、15年にポンプ積載車を更新する予定ですとの答弁がありました。

次に、防災倉庫建替及び駐車場整備事業について質疑を行いました。

委員から、まず既存の防災倉庫を取り壊してから建て替えると思うが、中に入っているものを一旦どこに保管するのかとの問いに、理事者側から、まず既存の防災倉庫の入り口から5メートルぐらいの鉄骨ワンスパン分を取り壊し、新築する工程となっています。よって、まず入り口近くにある階段が取り壊されるため、2階にある書類を一時的に老人福祉センターへ運び、その後、防災倉庫が新たに完成したら、既存の防災倉庫内の収容物を新しい防災倉庫へ移動して古い防災倉庫を解体する工程を予定していますとの答弁がありました。

また、委員から、西側に1か所しか入り口がないようだが、ほかに入り口をつくる考えはないのかとの問いに、理事者側から、建物内にはホイストを装備しますので入り口の増設は考えていませんとの答弁がありました。

また、委員から、防災倉庫及び駐車場整備に係る用地は全部町有地なのかとの問いに、理事者側から、全て町有地になりますとの答弁がありました。

また、委員から、駐車スペースは十分確保できているのかとの問いに、理事者側から、職員等駐車場、公用車駐車場として112台分を確保しておりますとの答弁がありました。

また、委員から、住民の駐車するスペースはなくなってしまうのかとの問いに、理事者側から、住民の方が駐車できなくなりますので、本庁舎や公民館で行われる会議等、日程を分散等することで正面駐車場に駐車できるように対応してまいりますとの答弁がありました。

また、委員から、岐南インター駐車場を返却することで借地料などの経費の削減が見込めるのかとの問いに、理事者側から、岐南インター駐車場については借地料を払

っておりませんとの答弁がありました。

次に、会計年度任用職員勤勉手当支給について質疑を行いました。特に質疑はありませんでした。

次に、岐南町第3期総合戦略策定事業について質疑を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、予算概要説明書の総務部、総合政策部関係について質疑を行いました。

委員から、財務調整基金の保有高と地方債の今後の推移はとの問いに、理事者側から、財政調整基金の目標数値としては標準財政規模の10から20%とされており、当町の保有高は10億円で、標準財政規模の17%です。当面はこの10億円を維持することが目標になります。地方債につきましては、臨時財政対策債の大きいものの償還が終わり、大幅な減額となっております。また、令和7年度には新庁舎の償還が終わることにより、さらに減少する見込みですとの答弁がありました。

次に、委員から、過去最高の予算規模になっているが、増額の要因はとの問いに、理事者側から、予算規模が過去最高になった要因は、社会保障などの扶助費や人件費などの義務的経費の増加、防災倉庫の建て替えや消防自動車の更新などを計上したためですとの答弁がありました。

次に、委員から、物価高の影響をどの程度考慮したのかとの問いに、理事者側から、物価高につきましては5%増を見込みまして各委託料に計上いたしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、税収の減はどのくらい先に訪れると考えているのかとの問いに、理事者側から、税収の減については、人口が減ってくる時期だと考えていますので、早くて2年から3年と考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、10億円ぐらいの新しい償却資産が増えているが、その要因はとの問いに、理事者側から、償却資産が増えている要因は、企業の設備投資がコロナ禍による企業の業績の低迷から反転し、緩やかに回復傾向にあるためだと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、人口も町民税も増加し、どんどん新築の家が建っているのに、なぜ土地と家屋の固定資産税が減るのかとの問いに、理事者側から、令和6年度は3年に一度の評価替えの年に当たります。家屋につきましては、在来家屋の経過年数に応じた減額処理を行うため、新築で増えるよりも全体として減となります。また、土地については平均2%路線価が下落することに伴い減となるためですとの答弁がありました。

次に、委員から、個人町民税の所得割は増額になっているが、均等割が減額になる

要因はとの問いに、理事者側から、町民税として収入していた東日本大震災の復興特別税が終了して、国税が森林環境税に置き換わるため、町の収入だった町民税から国税になるので減額となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税の地場産品のルールが変更になったが、この予算額では達成は厳しいのではとの問いに、理事者側から、昨年10月の総務省の地場産品基準ルールが厳しくなり、当町で人気がありました洗剤について適用外となったため、大幅な減額としています。引き続き返礼品の充実を図り、新規寄附者を募り、またワンストップ受付管理システムを導入いたしましたので、リピーターの確保にも努めてまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、徳田ねぎ振興事業補助金が昨年度3.5倍となっている理由はとの問いに、理事者側から、令和5年度は、ネギの地産で行われるねぎサミットに不参加でしたが、令和6年度はねぎサミットに参加する交通宿泊費を補助金として計上しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、能登沖地震もあったので、感震ブレーカー設置費補助金や危険ブロック塀等除去改修事業補助金を増額すべきではとの問いに、理事者側から、昨年度実績ベースで予算を計上していますが、予算を超えて補助金の交付申請があれば補正予算などで対応いたしますとの答弁がありました。

そのほか質疑の後、住民部関係の新規事業について質疑を行いました。

初めに、国民文化祭補助金交付事業について質疑を行いました。

委員から、5人分の報償費が計上してあるが誰の分なのかとの問いに、理事者側から、国民文化祭実行委員会の構成メンバーは、議長、自治会連合会長、文化財保護審査会会長、文化協会会長、伏屋獅子舞保存会会長の5人となっておりますとの答弁がありました。

次に、東町民センター・西町民センター2階トイレ洋式化工事について質疑を行いました。

委員から、各1か所の改修で費用が大きく違うのはなぜとの問いに、理事者側から、西町民センターのトイレについては、洋式便器に変わることで、物入れの扉が開かなくなってしまうため、その扉の改修も含むからですとの答弁がありました。

委員から、今、公共施設等管理計画を策定中だが、整合性は取れているのかとの問いに、理事者側から、今回の改修は当該計画に明記されているものですとの答弁がありました。

次に、コンビニエンスストアでの諸証明書の交付事業について質疑を行いました。

委員から、コンビニ交付により住民課の窓口業務が減るならば、人件費としてどの

くらいの効果があるのかとの問いに、理事者側から、導入済みの近隣市町では約13から15%くらいの方が利用していると聞いておりますが、コスト面ではなく住民サービスの向上と考えていますとの答弁がありました。

委員から、岐南町内にある全てのコンビニでこのサービスが受けられるのかとの問いに、理事者側から、町内のコンビニはもちろん、全国どこのコンビニでも受けられるサービスですとの答弁がありました。

続いて、予算概要説明書の住民部関係について質疑を行いました。

委員から、中学校の学校敷地借地料が増額となっているがなぜかとの問いに、理事者側から、令和6年4月から坪単価契約が605円から635円に上がるためですとの答弁がありました。

また、委員から、坪単価30円アップの根拠と契約期間はどの問いに、理事者側から、土地の賃貸借契約書に物価指数に応じて月額単価の調整をすることとなり、消費者物価指数について、令和2年4月を基準として5ポイント上昇しておりますので、土地所有者との話し合いにより決定いたしました。契約期間は2年間となりますとの答弁がありました。

また、委員から、町民運動会でも使用している中学校の外トイレは、改修要望も多く聞いているが、改修しないのかとの問いに、理事者側から、中学校、小学校の外トイレについては順次改修していきますとの答弁がありました。

委員から、子供たちの使用しているタブレット端末の更新時期が近いと思うが、どのようにしていくのかとの問いに、理事者側から、タブレット端末については令和2から3年度に購入しており、令和7年度に全てのタブレット端末を更新したいと考えていますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、福祉部関係の新規事業について質疑を行いました。

初めに、高校生世代の医療費無償化事業について質疑を行いました。

委員から、新たに高校生の入院部分だけを無償化する事業だと思うが、なぜ入院だけという判断に至ったのか、通院の無償化も構想の中であったのかとの問いに、理事者側から、財政負担も考慮して入院分を先行して行い、徐々に拡大していきたいと考えています。国が一律で実施するのが本来望ましいことと考えていますので、ニーズを見定め、検証しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、この事業をやろうとしたその発端はどの問いに、理事者側から、まずは、子育て支援を重点的に施策として進めてきた中での新たな上乘せ制度と考えています。また、子供に特化したものではありませんが、町民の健康や命を守るという観点で、疾病等の未然防止、心身の健康を増進する一つの事業だと考えていますと

の答弁がありました。

そのほかの質疑の後、次の児童手当支給対象拡大について質疑を行いました。

委員から、今回所得制限が撤廃されるが、なぜそうなったのかとの問いに、理事者側から、政府のこども未来戦略の一つとして、子育て世帯の経済的支援強化のため、児童手当の所得制限が撤廃されますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、次の特別養護老人ホーム整備費補助金について質疑を行いました。

委員から、既に施設が開業し、事業が進んでいる段階で、前回と同じ理由であれば否決になると考えるが、再度新規事業で提出した理由はとの問いに、理事者側から、法人の財務諸表を確認したところ、建設に伴う資金計画は、物価高騰等の影響により令和3年当初の約3億1,500万円から約4億円に増加したことにより、安定運営のための支援が必要と判断したためですとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、次の骨粗しょう症検診について質疑を行いました。

委員から、予定では150人とあるが、受診率は何パーセントかとの問いに、理事者側から、令和6年度の対象者となる40から70歳までの5歳刻みの女性及び65、70歳の男性の8%程度を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、委員から、健康増進法に基づく目標受診率が定められているのであるならば、国なり県の補助はないのかとの問いに、理事者側から、この事業は補助等はありませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次のサンデー健診とピロリ菌検査の同時実施事業について質疑を行いました。

委員から、今年度までは年4日間の実施、来年度からは1日を平日にして日数を減らし、ピロリ菌検査を増やすということで間違いはないかとの問いに、理事者側から、1日は平日とし、年3日間あれば需要に応えられると判断しました。ピロリ菌検査については、今までのサンデー健診の検査項目にオプションとして盛り込んだものですとの答弁がありました。

次に、委員から、ピロリ菌検査を受ける場合の自己負担はあるのかとの問いに、理事者側から、自己負担はありませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次の人間ドック助成事業について質疑を行いました。

委員から、加入保険先からの補助の有無の把握方法はとの問いに、理事者側から、申請時の本人確認のほか、補助の受給が疑われる場合は本人同意を得て加入保険先に確認しますとの答弁がありました。

次に、委員から、受診する医療機関に制限はあるのかとの問いに、理事者側から、

制限はありませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次の带状疱疹予防接種費用の助成事業について質疑を行いました。

委員から、助成内容を拡充する要望はどのようなものかとの問いに、理事者側から、医療機関から、不活化ワクチンは接種費が高額なため、接種しやすい環境を整えてほしいといった声や、今年度接種した方から制度の拡充を求める声が担当課に多数寄せられたことから、他の自治体も参考にし、2回まで助成することとしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、このワクチンの効能について、1回打てばそれでいいのかとの問いに、理事者側から、生ワクチンは約5年、不活化ワクチンは2回接種で約9年以上の効果があると言われていきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次の令和6年度予算概要説明書の福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、介護予防サービス事業補助金、令和5年度770万円、令和6年度1,100万円と金額が増えた要因と事業効果の捉え方はとの問いに、理事者側から、支給額の増加は対象者数、要支援の認定者数が大幅に増えていることが主な要因です。事業効果については、令和4年度から6年度の3年間をかけて検証を進め、7年度に見直しを行う予定をしていますとの答弁がありました。

次に、委員から、令和5年度乳児育児用品購入費助成金200万円が令和6年度はないが、何か制度が変わったのかとの問いに、理事者側から、令和4年度から出産子育て応援ギフト事業が始まったため、この事業は廃止となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、子どもの居場所づくり事業委託料が5年度から比べて50万円増えているが、新規事業の中にほほえみ会館のリニューアルがある中、人件費等はこの予算上に反映されているのかとの問いに、理事者側から、居場所づくり事業が拡大することに伴い、人件費等については補正対応で考えており、当初は例年並みの予算で計上していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係の新規事業について質疑を行いました。

初めに、LED照明更新導入事業について質疑を行いました。

委員から、防犯灯を全部リース契約する場合と自己で取得する場合の検証はしたのか、またリースには補償のようなものが含まれているのかとの問いに、理事者側から、灯具を購入した場合と比べて若干安価であるほか、付随してメンテ等の費用も全て込みでリース契約するため、例えば球切れや、灯具が故障した場合についても町の負担

はありませんとの答弁がありました。

次に、委員から、電気料金はどれくらい節減できるのかとの問いに、理事者側から、試算では、防犯灯については123万1,000円、地下道については153万2,000円程度の軽減が図れると見込んでいますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に、歩道・水路敷分離整備事業について質疑を行いました。

委員から、そもそも自転車は歩道を通らないはずではないのかとの問いに、理事者側から、自転車歩行者専用道路として整備していく歩道、もしくは道路交通法上自歩道として位置づけしていない道路についても、13歳未満の幼児や児童と70歳以上の高齢者及び車道を通行することが危険であると認められるものについて、道路交通法第63条の4第2項により、普通自転車が歩道を通行することができるとなっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、非常に危険な状態と表記してあるが、危険なところは速やかに対応すべきではないのか。この場所はどういう扱いなのかとの問いに、理事者側から、現在状態のひどいところについてはカラーコーンやトラ柵を設置し、通行できないようにしてありますとの答弁がありました。

次に、委員から、危険であるなら補正に上げてでも早急に対応すべきと思いますが、そうしない理由はあるのかとの問いに、理事者側から、以前からそういう懸念もあり、長年の検討事項となっていました。昨年、羽島郡のPTA連合会長を通じて笠松町PTAから対応を求める要望依頼も受けたことから、これ以上看過することができないと判断し、事業を実施することとしましたとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に、側溝改修工事について質疑を行いました。

委員から、1,000万円規模の改修工事をしなければならないような場所は、町内においてほかにもあるのかとの問いに、理事者側から、これだけの費用を要する場所はほかにもありません。その他の修繕が必要とされる場所については、日々の補修にて対応ができる案件のみですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に雨水管理総合計画策定事業について質疑を行いました。

委員から、浸水シミュレーションは現在存在するのか。今回策定する計画は大体何年後までもつものなのか、次の改定はいつ頃になるのかとの問いに、理事者側から、浸水シミュレーションは現在ないため、今回行います。この計画は、下水道法と水防法が併せて改定されたことにより策定することとなりました。今後については、将来の気候状況等により現在の指標と大きく乖離が出てきた場合に法律が見直されますので、その際には基準に合った計画書にて改定する必要が生じてきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に橋梁点検業務委託について質疑を行いました。

委員から、5年に1回全て橋梁の点検を行うとしているのに、令和6年から10年までの5年間のうちというのはどう解釈すればよいのかとの問いに、理事者側から、5年をワンサイクルとして、町内にある全ての橋梁を点検する計画にて実施しています。初回目の5年計画が1年目に109橋、2年目70橋の点検、3年目に境川に架かる数橋の点検と補修設計、4年目に補修工事、5年目に15メートル以上の橋梁の点検といったサイクルの計画の割り振りにて実施いたしました。そのため、それ以降の橋梁点検にあっても同じスケジュールにて実施しているため、5年に一度の確認という解釈になりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に令和6年度岐南町予算概要説明書の土木部関係についての質疑を行いました。特に質疑はありませんでした。

令和6年度岐南町一般会計の全ての質疑を終えたため採決したところ、全員反対で原案を否決しました。

次に、議案第20号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、新規事業、人間ドック助成事業について質疑を行いました。

委員から、先日の国保運営協議会の場で、この人間ドック費用の助成事業を来年度から実施する旨の話はありましたかとの問いに、理事者側から、全くの新規ではなく、助成事業としては今までも同様にやってきた事業でしたので、時間のこともあり説明するまで至れませんでしたとの答弁がありました。

続いて、令和6年度岐南町予算概要書の国民健康保険特別会計についての質疑を行いました。

特に質疑はなく、その後採決したところ、全員賛成で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号 令和6年度岐南町介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、新規事業について質疑を行いました。

初めに、G I G Aスクール構想推進のためのI C T支援事業について質疑を行いま

した。

委員から、郡内8校を1人で支援していくのでは不足ではないかとの問いに、理事者側から、午前、午後と区切ることにより、1週間に1回は郡内8校を回ることができるとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に、命を守る力を高める水泳教室について質疑を行いました。

委員から、通常の水泳授業のうち2回だけインストラクターと一緒に授業をするのかとの問いに、理事者側から、通常の水泳の授業に特に特別な指導者としてインストラクターに入ってもらい、併せて教員もサポートに入ることで教員の研修にもなるということを狙っておりますとの答弁がありました。

委員から、学校規模によっても違う、全然回数が足りないのではないかとの問いに、理事者側から、マンツーマンは難しいが、学校規模によって組み直すなどしていきまるとの答弁がありました。

その他の質疑の後、予算概要説明書の二町教育委員会関係について質疑を行いました。

委員から、教員の数は確保できているのかとの問いに、理事者側から、教員の定数は確保できております。加配の教員についても確保できそうな状態です。あとは、初任者教員が研修に行ったときの補充の教員の確保を進めてまいりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第24号 令和6年度岐南町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

まず、新規事業について質疑を行い、初めに岐南町水道料金徴収業務等委託について質疑を行いました。

特に質疑がなく、次の上水道経営戦略について質疑を行いました。

委員から、水道料金が他の市町よりも岐南町は非常に安価と聞いていますが、他市町との比較数値はありますかとの問いに、理事者側から、岐南町の20立方メートル当たりの使用料は税込みで1,703円、近隣の岐阜市は2,579円、各務原市は2,431円、笠松町は1,607円、なお、県の平均は2,822円です。ただし、笠松町はこの4月から料金を改定し、1,923円へと約20%値上げされますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、令和6年度岐南町予算概要書の水道事業会計について質疑を行いました。

委員から、企業債利息が前年に比べて1,500万円ほど伸びていますが、理由はどの問いに、理事者側から、今年完成した西水源地建設に当たり、企業債を7億ほど借り

ており、その利息が令和6年度から発生するためですとの答弁がありました。

次に、委員から、主要配水管耐震化工事費が2,000万円ほど減額となっていますが、その理由はとの問いに、理事者側から、本来であれば令和5年、令和6年で北小学校と西水源地を結ぶ主要配水管耐震化工事を行う計画でしたが、県道の新所平島線の仮踏切部分の耐震化工事を優先して行う必要が生じたため、工事箇所を変更した結果、その差額分減額となりましたとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号 令和6年度岐南町下水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

まず、新規事業について質疑を行い、初めに下水道経営戦略について質疑を行いました。

特に質疑はなく、次に、マンホールデザイン蓋取替工事について質疑を行いました。

委員から、マンホールデザイン蓋取替工事の事業目的は何かとの問いに、理事者側から、マンホールのデザインに興味を持つ人が増えることにより下水道に親しみを持ってもらえるほかに、デザイン蓋を用いたサミットが行われるほど、デザイン蓋には人気があることから、町のPRにもつながると考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、この事業を行うきっかけは何か、また学校からデザインが届いた経緯が事業課では分からないというのはプロセス的にどうなのかとの問いに、理事者側から、岐南中学校2年生の美術でマンホールデザインの授業があるそうで、非常にすばらしい作品が集まったとの話があり、町長をはじめ幹部職員で全ての作品の中から選定を行いましたとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に、マンホール耐震化工事について質疑を行いました。

委員から、耐震化工事を必要とするマンホールがまだ327基残っており、このペースだと単純計算で20年で20基、約1億6,000万円必要となるが、この金額をためておいて、いざというときの対策に回すという考え方はできないのか。また、工事を実施していく優先順位のつけ方はとの問いに、理事者側から、現状のペースだと年1基、2基となっていますが、下水道の面整備については事業が完了する見通しが立っており、終わり次第、耐震化に注力することになるため、年間10基、20基整備していくことが可能となります。なお、整備を行う際は、緊急輸送路に重きを置きながら実施していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、次に、下水道汚水幹線調査業務について質疑を行いました。

委員から、調査を実施する場所の選定理由はとの問いに、理事者側から、一番古い下水管の一つであり、そこを調査することにより状況を詳細に把握できると考えてい

ますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、全員反対で原案を否決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば、順次、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけですが、この予算特別委員会の委員は全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。それでは、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

〔「議長」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 修正動議。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは協議会室にお集まりください。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま、4番 三宅祐司議員から本案に対しての修正動議が、会議規則第16条に基づき提出されました。

なお、地方自治法第115条の3の規定により、この動議は成立いたしております。

修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。

これより提出者の説明を求めます。

4番 三宅祐司議員、説明をください。

○4番（三宅祐司君） 議案第19号 令和6年度岐南町一般会計予算について、反対、修正動議を提出いたします。

新年度予算新規事業原案の8議案につきまして、反対事由を申し述べます。

1つ、子どもの居場所づくり事業、ほほえみ会館リニューアル。

1つ、高校生世代の医療費無償化事業。

1つ、特別養護老人ホーム整備費補助金。

1つ、東町民センター、西町民センタートイレ洋式化工事。

1つ、骨粗鬆症検診。

1つ、サンデー健診とピロリ菌検査の同時実施事業。

1つ、带状疱疹予防接種費用の助成事業、不活化ワクチン接種者の助成拡充。

1つ、中小企業等活性化補助金という8議案でございます。

今回、3月5日をもちまして、小島前町長の辞職に伴い、新年度予算の上程を審議しましたが、この8議案におきましては緊急を要する事案ではないため、新町長の下、新たな上程でも遅くないと判断し、反対理由といたしました。

修正内容におきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明について質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は、議案第19号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。

よって、討論は、議案第19号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、採決は、修正案に対する採決を先に行い、その後、原案に対して採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後、原案について採決を行うことといたします。

これより修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く原案について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第19号 令和6年度岐南町一般会計予算については、修正議決した部分を除く原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第20号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第20号 令和6年度岐南町  
国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決いたします。議案第21号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第21号 令和6年度岐南町  
介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

- 議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決いたします。議案第22号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第22号 令和6年度岐南町  
後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決いたします。議案第23号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第23号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第24号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第24号 令和6年度岐南町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案……。

〔「議長」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) 4番 三宅祐司議員。

○4番(三宅祐司君) 修正動議。

○議長(櫻井 明君) ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、協議会室にお集まりください。

午前11時24分 休憩

午前11時39分 再開

○議長(櫻井 明君) 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま、4番 三宅祐司議員から、本案に対しての修正動議が会議規則第16条に基づき提出されました。

なお、地方自治法第115条の3の規定により、この動議は成立いたしております。

修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。

これより提出者の説明を求めます。

4番 三宅祐司議員、説明ください。

○4番(三宅祐司君) 議案第25号 令和6年度岐南町下水道事業会計予算について、反対の修正動議を提出いたします。

新年度の下水道事業会計予算のマンホールデザイン蓋取替工事、これの反対事由を申し述べます。

デザイン蓋に取り替えることにより、下水道事業への喚起を図り、町のPRに寄与

される事業とされるが、役場付近の歩道設置3か所3蓋の交換だけで、まばらな通行量などの現況から、それをもくろむのは現実的ではないと。何より、現在埋設管の耐震化など災害対応課題として、数年先の下水道料金の値上げ議論も始めている。

これらの協議と同じ机上で当該事案の協議はなじまないとし、反対理由といたします。

修正案、お手元にございます。お配りしたとおりでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明について質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第25号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、討論は、議案第25号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決に入りますが、採決は、修正案に対する採決を先に行い、その後、原案について採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後原案について採決を行うことといたします。

これより、修正案について採決いたします。修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案の修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第25号 令和6年度岐南町下水道事業会計予算については、修正議決した部分を除く原案のとおり可決されました。

---

第13 議案第26号から第15 議案第28号まで

- 議長（櫻井 明君） 日程第13、議案第26号、日程第14、議案第27号、日程第15、議案第28号の3件を一括し議題といたします。

---

（議案掲載省略）

---

- 議長（櫻井 明君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

傍島敬隆副町長。

- 副町長（傍島敬隆君） 議案第26号 岐南町副町長の給与の減額に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、今回の岐南町長によるハラスメント事案に関し、第三者調査委員会の調査報告を重く受け止め、今後の町政運営を行うに当たり、自戒の念を込めて自らを律するため、副町長の給料月額を定めるものでございます。

内容につきましては、令和6年4月1日から同年6月30日までの3か月間に支給する副町長の給料月額について、岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条の規定に関わらず、同条例別表に規定する給料月額から100分の10に相当する額を減じたものとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第27号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、西小学校（北舎）トイレ改修工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、去る2月21日に一般競争入札を実施いたしました結果、各務原市蘇原興亜町1丁目2番地、天龍建設株式会社代表取締役社長 八木重喜と6,820万円の工事請負契約をいたすものでございます。

なお、工期は令和6年10月31日を予定いたしております。

最後に、議案第28号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年度より小学校にて新学習指導要領が全面実施され、教科書が新規採択されるため、教師用教科書、指導書、指導用教材等を新たに購入するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、去る3月11日に

随意契約を実施いたしました結果、岐阜市安良田町1丁目17番地、株式会社林文堂代表取締役 林 達也と1,228万5,340円の物品売買契約をいたすものでございます。

なお、納期は令和6年3月31日を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第26号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第26号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第26号 岐南町副町長の給与の減額に関する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第27号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第27号 工事請負契約の締結について（西小（北舎）トイレ改修工事）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第28号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第28号 財産の取得について（教師用教科書、指導書、指導用教材等購入）は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2024年（令和6年）第1回定例会を閉会します。

午前11時50分 閉会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司

岐南町議会議員

木 下 美津子